

海外経済要録

国際機関

◇ADELA、正式に発足

ラテンアメリカに対する国際投資会社、ADELA (Atlantic Community Development Group for Latin America)は、ルクセンブルクに本部を置き、9月24日正式に発足した。同社の目的は、先進工業諸国の民間資本を動員して、対ラテンアメリカ投資を促進することであり、資本はこれら各国の民間有力企業の出資によって構成される。現在までの払込み資本は17百万ドル(授權資本40百万ドル)に達し、米国(出資額7百万ドル)、欧州(7百万ドル)、カナダ(2百万ドル)、日本(1百万ドル)から約50社が参加している。具体的な投資計画は理事会で決定されるが、基本方針としては、投資収益が期待しうる将来性ある中堅製造業に対し米州開発銀行、地元資本などと協調融資を行なうものとされている。

米州諸国

◇米国、IMF資金引出し

米国財務省は、米国がIMFから1億ドル相当額の外貨(ドイツ・マルクおよびオランダ・ギルダー)を引き出した旨、9月30日に発表した。これは、さる7月に締結された5億ドルの第2次スタンバイ取決めに基づく2回目の引出し(1回目、9月1日の50百万ドル)で、第1次取決め以来の通算では4回目、引出し累計額は4億ドルとなった。

◇米国、1965年度対外援助法成立

ジョンソン大統領は10月7日、1965財政年度(64年7月～65年6月)の対外援助支出法案に署名した。同法によって認められた本年度対外援助予算は32.5億ドルで、政府要請額(35.17億ドル)をわずか8%下回るにすぎない。この削減幅は1948年のマーシャル・プラン開始以来もっとも小さいものであるが、これは政府が当初から要請額を圧縮したことが功を奏したもので、難航のすえ要請額から15億ドルも削減されたうえ本年にはいってようやく成立した昨年度支出法の場合とは対照的である。

なお、議会審議の過程において、①開発援助借款の金利引上げ、②インドネシアに対する援助の停止、③対外

援助支出の恒久的最高限度額(32.5億ドル)の設定、④対外援助費の10%までをIDAの事業促進に転用できるという大統領権限の廃止など、政府にとって不利な修正条項が上院で採択された。幸い、両院協議会で、これらの修正案を否決することに成功したものの、対外援助に対する批判的な空気が強まりつつあることは否定できない。

1965年度対外援助支出予算の内訳は次のとおりであるが、その総額は1959年の32.9億ドル以来の最低である。

(単位・百万ドル)

軍事援助	1,050
開発借款供与	773
進歩のための同盟	509
共産圏隣接諸国防衛産業開発	401
その他	517
合計	3,250

◇米国商業銀行、無担保約束手形を発行

ファースト・ナショナル・バンク・オブ・ボストンは、9月上旬新たな資金吸収手段として無担保約束手形(unsecured note)の発行計画を発表し、まもなく売出しを開始した。その後すでに数行が同様の計画を発表しており、多くの銀行がこれに追随するものと予想されている。またファースト・ボストン・コーポレーションなどが本手形の売買を取扱う意向を表明、流通市場も形成されつつある。

本手形の期間は1年以内で顧客の求めに応じて個別に決定され、発行単位は1口1百万ドル、金利はおおむね譲渡可能定期預金証書(最近のレート3ヵ月物3.85%)および商業手形(90～179日ファイナンス・ペーパー3.875%)に準じたものとしてとされている。

本手形による資金吸収は借入金とみなされるため、発行銀行にとって、①準備預金制度や連邦預金保険制度の対象とならないので、譲渡可能定期預金証書よりコストが安い、②預金金利規制の対象とならず利率が制限されないため、上記のコスト安とあいまって資金吸収競争上弾力性を発揮できる、などの利点がある。なお、本手形と同様の利点を備えた金融債(capital note または capital debenture、ここ一兩年その発行が活発となった期間20～25年の債券で、銀行の資本勘定に計上される)と比べても、期間が格段に短かく金融市場における格好の投資物件である点でまさっている。

本手形の売行きは順調と伝えられるが、一般に銀行は借入を好まない傾向があり、また国法銀行については、連銀借入以外の借入が、資本金と剰余金の50%との合計

額をこえてはならないという銀行法の規定(州法銀行についても多くの州が同様の規制を行なっている)があるので、発行高はさほど伸びないのではないかとの見方もある。

◇米国、第2四半期の国際収支赤字幅拡大

商務省発表によれば、第2四半期の米国国際収支は、通常収支赤字(季節調整済み) 682百万ドル(前期233百万ドル)、政府特別取引をも含む総合収支赤字でも611百万ドル(前期85百万ドル)と、前期に比べ大幅に悪化した。通常収支赤字幅拡大の主因は、貿易収支の黒字減少(前期比280百万ドル減)と政府資本収支の赤字増加(前期比172百万ドル増)とである。しかし、第2四半期のこのような通常収支悪化は、基調の変化というより、むしろ第1四半期の異常な改善の反動とみられる面が大きく上半期中の通算では915百万ドルの赤字と前年下半期(777百万ドルの赤字)に比べやや悪化という程度である。

期中の貿易収支の黒字幅減少には、農産物輸出が対ソ

小麦輸出の終了などに伴い前期比約1億ドルの減となったことが大きく響いている。しかし貿易収支の先行きについては、非農産物輸出の増加率鈍化、資本財消費財輸入水準の上昇といった傾向がうかがわれるほか、海外諸国の作柄良好を映じて農産物輸出の現行水準維持も困難とみられるなど、問題が少なくない。

資本収支面では、政府資本流出超過が国際開発協会、米州開発銀行に対する出資などもあって増大したが、民間資本取引はほぼ前期並みに推移した。もっとも銀行の長期貸付け純増額(季節調整前)は67百万ドル(前期230百万ドル)に急減した反面、銀行短期資金の流出超はドル建または外貨建海外預金の増加を中心に537百万ドル(前期414百万ドル)と依然増勢を示した。

欧州諸国およびアフリカ

◇EEC、金融資本市場専門委員会を設立

EEC委員会はこのほど諮問機関として金融資本市場専門委員会(The group of experts for the integration

of financial markets within the Community)を設立し、10月9日、第1回の会合を開催した。この委員会の目的は、EEC内における資本移動の自由化が一段と進展した場合に加盟各国の金融資本市場に与える影響ならびに各国の金融資本市場を統合するための条件などを研究することにある。そのメンバーは次のように各国の学界、金融界から選出されている。

Alberto Ferrari(ローマ大学教授、前BIS事務総長)

Leonard Gleske(ブレーメン州中央銀行総裁、前EEC委員会金融財政総局所属)

Alexander Lamfalussy(ブリュッセル銀行理事)

Hans Moeller(ミュンヘン大学教授)

Georges Plescoff(フランス預金供託金庫総裁)

Pierre Tabatoni(パリ大学講師)

A. Batenburg (Nederlands Handel Maatschappij 専務

米国国際収支の推移

(単位・百万ドル)

	1963年					1964年	
		I	II	III	IV	I	II(暫定)
A. 通常取引(季節調整済み)	- 3,261	- 1,170	- 1,314	- 379	- 398	- 233	- 682
1. 貿易収支	4,993	953	1,260	1,242	1,538	1,746	1,466
2. 買事支出	- 2,238	- 566	- 525	- 594	- 553	- 507	- 589
3. 投資収益	3,273	884	814	780	795	1,040	1,005
4. その他サービス	- 343	- 63	- 103	- 124	- 53	- 27	- 93
5. 送金・年金	- 826	- 209	- 209	- 206	- 202	- 197	- 208
6. 政府資本収支	- 3,785	- 899	- 1,170	- 791	- 925	- 768	- 940
7. 民間資本収支	- 3,997	- 1,152	- 1,371	- 421	- 1,053	- 1,332	- 1,292
a. 長期資本	- 3,244	- 1,159	- 876	- 442	- 767	- 731	- 696
直接投資	- 1,888	- 618	- 477	- 235	- 558	- 517	- 513
証券投資	- 1,685	- 546	- 598	- 303	- 238	- 227	- 261
b. 短期資本	- 753	7	- 495	21	- 286	- 601	- 596
c. 外国長短資本	310	- 24	266	113	- 45	22	103
8. 誤差および記録外取引	- 338	- 118	- 10	- 265	55	- 188	- 31
B. 特別取引(季節調整前)	1,344	458	171	401	289	148	71
1. 政府貸付の期限前返済	326	25	34	241	26	52	33
2. 兵器輸出代金前受	334	20	5	80	239	151	76
3. 特別中期債券売却	659	413	142	80	24	- 55	114
a. 短期転換不能債	- 43	63	- 10	- 95	- 1	- 55	- 8
b. 短期転換可能債	702	350	152	175	25	-	122
C. 総合収支(A+B)	- 1,942	- 712	- 1,143	22	- 109	- 85	- 611
総合収支(A+B-Bの3b)	- 2,644	- 1,062	- 1,295	- 153	- 134	- 85	- 733
D. 外国保有ドル増減(-)	1,564	323	917	182	132	- 166	199
うち公的保有	970	- 74	773	145	126	- 399	85
E. 米国準備資産増(-)減	378	32	124	227	- 5	- 51	303
1. IMFポジション	30	- 46	2	59	15	131	118
2. 外貨	- 113	- 33	6	- 28	- 58	- 228	258
3. 金	461	111	116	196	38	46	73

資料：サーバイ・オブ・カレント・ビジネス9月号。

取締役)

Jean Blondel(クレディエット銀行理事)

なおEEC当局からは次の3名が参加している。

Claudio Segre(EEC委員会金融財政総局)

G. D. Sertoli(欧州投資銀行金融局)

H. Skribanowitz(EEC)

◇EEC、中期経済予測専門委員会を設立

このほどEEC委員会の諮問機関として中期経済予測専門委員会(The medium-term economic outlook study group)が設立され、9月29、30の両日第1回の会合が開かれた。EEC理事会はさる4月15日、EEC諸国における経済政策の協調をさらに促進することを目的として中期経済政策委員会の設置を決定した(4月号「資料」参照)が、今回発足した専門委員会は、この中期経済政策委員会の下部機関としてEEC経済の中期経済予測を行なう(当面の対象期間は1966~70年の5年間)ことを目的とするものである。なお同委員会はP.Uri(フランス)をはじめ、加盟各国の学者を中心とする27名のメンバーから成る。

◇EEC委員会、カルテル禁止条項を初めて発動

EEC委員会は9月25日、西ドイツの電機器具メーカーGrundigとフランスの商社Constenとの間に結ばれている市場協定がローマ条約第85条1項(カルテル行為の禁止を規定したもの(註))に抵触し、同条3項のウェイバー規定にも該当しないとこれを修正すべきであるとの見解を明らかとした。

(註) ローマ条約第85条1項「加盟国間の貿易に影響を及ぼすおそれがあり、かつ共同市場内の自由競争の妨害、制限または歪曲を目的とするかまたは結果として起こす企業間のすべての共同行為は、共同市場と両立せずかつ禁止される」

問題となった両社間の協定は、GrundigがConstenをフランスにおける唯一の同社製品販売業者として指定し、同時にConstenはGrundig社製品の海外市場への転売を行なわない旨を誓約したものであり、EEC委員会はこれがフランスの消費者に対し不利益を与えると判断したものである。もっとも委員会の決定自体には、拘束力はなく、近く委員会が理事会の決定を求めることになっており、またGrundig社としてはEEC司法裁判所に提訴する道も残されている。

とはいえEEC委員会が、従来事実上死文化していたローマ条約のカルテル禁止条項を初めて発動し、しかもこのケースのみでなく他の多くの協定についても同条項を発動する意向と伝えられていることは、EEC各国の産業界において米国资本の進出に対処する必要から企業

合同および各種カルテル協定締結の機運がかなり高まっている折だけに、各方面にかなりの波乱を呼ぶものとみられている。

◇英国、労働党内閣の成立

英国の総選挙は10月15日に実施され、労働党は13票の僅少差で保守党を破り、13年ぶりに政権を獲得した(獲得議席数、労働党317、保守党304、自由党9、計630)。これに伴い新首相にはHarold Wilsonが就任したが、新政府の主要閣僚は次のとおりである。

経済相(Minister for Economic Affairs, 新設)

George Brown

外相 Patrick Gordon Walker

蔵相 James Callaghan

技術相(Minister of Technology, 新設)

Frank Cousins

商務相 Douglas Jay

国防相 Dennis Healey

労相 Ray Gunter

英連邦関係相 A. Bottomley

なお、上記新設の経済省は、経済発展に関する計画の作成および監督、各経済政策の総合調整などを行ない、大蔵省が国民経済の金融面を取り扱うのに対し、経済省は実体経済面を担当すると伝えられる(なお、経済相は従来蔵相が担当していた国家経済発展審議会の議長を兼任)。

労働党政府の経済政策は、鉄鋼および水道の国有化政策ならびに土地委員会(Land Commission)の設立による土地政策などを除いては、短期的には前保守党政府の政策とさほどの相違はないとみられているが、上記国有化政策などについても、労働党の議席リード幅がきわめて僅少であるため、議会運営上の困難からその実施について疑問視する向きもある。一方、基本政策としては、新しい科学技術に基づく産業の近代化ならびに計画の導入による年率4%以上の高度経済成長の達成を目標としているが、当面の経済的危機に対処するためには、なんらかの形で引締め政策の実施を余議なくされるものとみられるため、基本政策の遂行についても困難が予想される。このほか、所得政策の実施についても、最近の大幅な賃上げ要求に対し、新政府がいかなる態度をとるか注目されている。

◇英国の64年上半期中の国際収支

大蔵省がこのほど発表した64年上半期中の国際収支は概要次のとおりである。

(1) 経常勘定収支は、125百万ポンドの赤字と、前年同期(162百万ポンド黒字)に比し大幅な悪化を示した。これは、輸入が原材料、完成製品を中心に著増(前年同期比18.4%増)した反面、輸出が伸び悩み(前年同期比6.3%増)、貿易収支(fob)が215百万ポンドの大幅赤字(前年同期36百万ポンド黒字)を示したためである。

(2) 一方、長期資本収支の赤字も216百万ポンドと、前年同期(73百万ポンド)を大幅に上回った。これは、シェル社のモンテカティーニ社(イタリア)石油化学部門に対する60百万ポンドの直接投資と、海外からの対英投資の減少とを主因とするものである。

(3) この結果、経常収支と長期資本収支とを合わせた基礎的収支戻は341百万ポンドの大幅赤字を記録した(前年同期89百万ポンド黒字)。

(4) 他方、短期資本面では、ポンド債務(ネット)は海外スターリング諸国の貿易好調に基づく英国への外貨集中を主因として131百万ポンド増加し(うち、海外スターリング諸国+119百万ポンド、北米+36百万ポンド、西欧-30百万ポンド)、また、非ポンド債務(雑資本移動)は、英国内銀行におけるユーロ・ダラー流入超過(+133百万ポンド)を主に142百万ポンド増加した。なお、経常収支およびポンド短期債務の記録外取引を示す調整項目は、85百万ポンドの黒字(前年同期45百万ポンド赤字)となり、その結果、金外貨準備は期中17百万ポンドの増加(前年同期33百万ポンド減少)となった。

英国国際収支の推移

(単位・百万ポンド)

	64年上半期	63年上半期	63年中
輸出(fob)	2,280	2,144	4,286
輸入(ク)	2,495	2,108	4,335
貿易収支	- 215	+ 36	- 49
貿易外収支	+ 90	+ 126	+ 162
経常収支	- 125	+ 162	+ 113
長期資本収支	- 215	- 73	- 155
(1) 計	- 341	+ 89	- 42
調整項目	+ 85	- 45	- 111
雑資本移動	+ 142	- 29	- 51
ポンド短期債務	+ 131	- 48	+ 151
(2) 計	+ 358	- 121	- 11
(1)+(2)金外貨準備	+ 17	- 33	- 53

◇西ドイツ、中期予算案を発表

西ドイツ予算省(Bundesfinanzministerium)は、10月中旬同省としては初めての中期予算案を発表した。これは、財政政策を経済政策の一環として運営していかうという立場から策定されたもので、1965~67年の予算規模の大綱が示されている。その骨子は次のとおり。

西ドイツ中期予算 (単位・億マルク)

	1965年	1966年	1967年
収入総額(A)	639	685	730
税収	571	614	654
その他	68	71	76
既定支出(B)	561	609	630
(A - B)	78	76	100
年間5%増とした場合の支出総額(C)	-	671	705
(C - B)	-	62	75

(1) 1965~67年の財政規模については、上表の計数を一応の目安とする。

(2) 上表のとおり、E.E.C勧告(C)に沿った支出規模を算定すれば、1966年671億マルク、1967年705億マルクとなり、したがって規定経費を除いた自由処分可能額は、それぞれ62億マルク、75億マルクにすぎない。これをもって、今後とも政府が取り組まなければならない農業の生産性向上、社会資本の拡充などをまかなうことはきわめて困難である。

(3) この意味で、今後規定経費の削減に多くの努力が払われなければならない。

◇西ドイツ、社会保険給付金を引上げ

9月16日西ドイツ政府は、社会保険給付金を平均9.4%(そのうち政府管掌の事故保険給付金は平均6.1%)引き上げることを決定した(1965年1月1日以降実施)。なお、同保険の現行受給者数は8.4百万人(人口の約15%)に達している。

今回の措置は、昨年の賃金上昇率(7%)がかなり大幅のものとなったのに伴い、本年の保険料もそれに応じ増加している現状にかんがみ、給付金の調整を行なう意味で決定されたものである。昨年の賃金上昇率を上回る給付金引上げは国内インフレを促進するのではないかと懸念する向きも一部にあるが、政府としては、この程度の引上げでは当面の物価動向に大きく影響するとは考えられないとの立場から、今回の決定に踏み切ったと伝えられている。

◇西ドイツ、商品検定機関の設立決定

西ドイツ政府は9月16日の閣議において、かねて懸案となっていた公的商品検定機関(Stiftung Warentest)の設立を正式に決定した。これは、従来一部の民間商品検定機関と企業との間に、製品の性能テストの結果に関ししばしば紛争が起っていた実情にかんがみ、今後かかる紛争を防止するためこの際権威のある公的商品検定機関を創設することにしたものである。

同機関の運営方針として、

(1) 財貨・サービスの品質を調査公表し、民間企業相互間の品質競争を促進する。

(2) 財源として本年度の予算からさしあたり4千万マルクを支出し、来年度は2.5百万マルク、その後1969年度まで毎年4百万マルクの予算を計上する。

などが決められたが、同機関の具体的機構、人選など詳細はなお未定である。経済省の一部には、商品の検定自体は民間にまかせ、政府としては民間企業間の利害抗争に巻き込まれないようにすべきだとする見解もあり、今後の業務運営の方向が注目されている。

◇フランス、特別準備率と国債強制保有率の引下げ

10月9日、フランス銀行は国家信用理事会の決定に基づき、特別準備率(Coefficient de trésorerie)を現行の36%から34%に引き下げ、10月から12月までの3か月間適用することを発表した。今回の引下げに関しフランス銀行は、「これは納税期および国際収支黒字減少に伴う金融市場のひっ迫化に対処するほか、年末に向かっている資金需要増高を見越した季節的調整措置であり、金融引締め政策を堅持することには変わりはない。かかる趣旨から34%の適用は10月から12月までとし、明年1月には再び36%に戻す意向である」と述べている。

また同時に特別準備率中の国債強制保有率(plancher de bon du Trésor)も、現行の10%から7.5%に引き下げられることとなった。これは国債の強制的な消化策を漸次緩和することによって国庫が金融市場を圧迫する事態を軽減するいわゆる金融正常化の意図によるものとみられている。

なお最近の特別準備率および国債強制保有率の動きは次のとおり。

(特別準備率)

決定日	適用開始日(注)	準備率(%)
6月9日	6月末	36→34
〃 26日	〃	34→33
7月17日	7月末	33→34
〃	8月末	34→36

10月9日	10月末	36→34
(国債強制保有率)		
適用開始日(注)	保有率(%)	
1月末日	15→13	
5月末日	13→10	
10月末日	10→7.5	

(注) 特別準備率および国債強制保有率の算定は各市中銀行の月末のバランスシートを規準とするため、その適用は原則として常に月末時点となる。

◇フランス、累進利率国債の発行を取止め

フランス大蔵省は10月22日、今後累進利率国債(bons à intérêt progressif)(注)の発行を取り止めるむねを発表した。

(注) 国債の期間に応じて利率が累進的に高くなるもの。応募後3か月経過すれば保有者の希望によりいつでも償還される。最長期間3年、利率は2.0~4.3%。

本国債は政府債務として償還期限ならびに利子負担が不安定である点がかねて問題とされており、政府は1961年以来本国債の整理に努めてきた。このためその発行残高は1961年のピーク162億フランから1963年末151億フラン、現在は138億フランと減少しているが、個人国債保有総額の48%、政府債務総額の15%と依然としてかなりのウェイトを占めている。今回の措置は基本的には財政の健全化にさきえられたものであるが、他方これに先立ち発表されたヴァロン報告(「国別動向」参照)の金融市場正常化の要望に答える意図も含まれている。

◇フランス、第5次経済計画草案を発表

フランスの近代化委員会(Commissariat)は9月23日、第5次経済計画(対象期間1966~70年)の草案を発表した(現在は1962~65年の第4次計画を実施中)。同草案の特色は次のとおり。

(1) 第4次計画では年率約5.5%の実質経済成長を予定していたが、今回はこれを約5%とやや控え目に見積もっている。

(2) 従来の計画では対象期間はいずれも4年間であったが、第5次計画では5年間とした。これは、目下EEC委員会を中心として検討が進められているEEC中期経済政策プログラムの対象期間に合わせたものとみられる。

(3) 従来は近代化委員会が計画案の細目まで決定してから議会の審議に付したため実際にはほとんど委員会原案が採用される結果となっていたが、今回はそうした統制的色彩を和らげ、たんに大筋を示すにとどめて議会および経済社会審議会(政府の諮問機関)における意見を大幅に取り入れることにした。計画案が実施に

移される時点より1年以上も前に公表されたのは、この趣旨に基づいている。

(4) 従来はすべての産業部門別に量計計画目標を設定していたが、今回は大筋の目標と予測を示すにとどめた。これは、フランス経済がE E Cを軸として急速に開放化されるに伴い、各企業および産業部門が需要予測を行なう際の未知数が多くなるため、企業にとっては計画の基本目標に沿った予測が示されるだけで十分であり細目にわたる事前の目標設定は意味がないとの考えによるものである。

(5) 経済の質的側面をかなり重視している。すなわち、新計画の主要な目的の一つはフランスの産業を国際競争に耐えうるよう育成することにあるとし、企業の生産効率を高めるための企業集中の促進、科学技術の振興、そのための企業減税の必要などを勧告している。

(6) 従来とかく物量表示に片寄りがちであった計画に価格表示が大幅にとり入れられている。すなわち新計画案では計画の目ざす社会的・経済的目的と両立するための物価、各種所得(賃金、利潤、農家所得)などの伸びが示されており、また所得政策の必要性が力説されている。

◇イタリアの1965年度予算

9月30日、政府は1965年度予算案を発表した。本予算案は、従来7月1日から始まっていた予算制度を本年1月、暦年制に改めて以来はじめてのものであり(2月号「要録」参照)、その概要は次のとおりである。

イタリアの1965年度予算案

(単位・億リラ)

		1965年度	前年度比 増減(-)
歳 入	租 税 収 入	62,332	
	租 税 外 収 入	3,052	
	資 本 勘 定 収 入	813	
	計	66,197	+ 4,637
歳 出	経 常 支 出	56,764	
	投 資 支 出	13,498	
	そ 他 資 本 勘 定 支 出	2,501	
	計	72,763	+ 4,251
総 合 赤 字		6,566	- 386

新年度予算案の特色は、①歳出の前年度比増加率を5%にとどめたこと、②他方、歳入の増加率を7.5%と見込み、赤字額を前年度比5.6%(386億リラ)削減したこと、③生産的、社会的投資支出を前年度比11%と、比較的大幅に増加したこと、などの諸点にある。①および②

については、かねてからのE E C当局の強い勧告に基づいたものであるが、その基本方針はすでに7月末インフレ対策の一環として決定されていた。また③については、予算相が「現下の政府の中心的課題は、雇用水準を維持し、輸出競争力を強化できるように生産性を高めることである。そのためには企業の生産的投資を回復させることが必要であり、財政面からも民間投資を促進するための措置を講じたい」と述べたことから明らかなように、現在停滞ぎみの景気に活を入れることが意図されている。なお財政投資の中では、多くの重要産業を傘下に収めるIRI(産業復興公社)および石油、天然ガス産業に多大のウェイトを占めるENI(炭化水素公社)の両国営企業に対する政府出資の増額(各1,250億リラ)、南イタリア開発援助基金の増額(1,800億リラ)をはじめ、北・中イタリア後進地域開発援助、学校、病院建設、造船、科学技術振興、港湾近代化などに対する投資が中心となっている。

◇イタリア、新方式の外債発行

9月下旬、イタリアのトリノ市は、総額4百万ポンドの外債(期間20年、金利6½%、発行価格100%、引受銀行団 S. G. Warburg, Deutsche Bank など5行)を欧州市場で発行した。

同外債は、英ポンド建であるが、償還および利払については保有者の選択により英ポンドまたはドイツ・マルク(対価は1ポンドにつき11.06ドイツ・マルクの固定レート)のいずれによっても行なわれうることとなっている。

このように英ポンドまたはドイツ・マルクの2通貨選択約款を付した外債が発行されたのは、戦後においては初めてのことであり、欧州資本市場における新しい資金調達方法として注目される。

◇オランダ、1965年度予算案を発表

オランダ政府は9月中旬1965年度(暦年)予算案を議会に提出した。今回の予算案の特色としては、とくに景気過熱対策的な色彩の強いことがあげられている。すなわち、本64年度においては、財政支出増加率を国民所得の実質成長率(約5%の見込み)以内に抑制しようとする政府の努力にもかかわらず、公務員給与の大幅上昇を主因に、結局財政支出は年間7.5%の増加と見込まれているのに対し、来年度はこれが4.5%増とE E C勧告(5%以内)の線に沿ったものとなっている上、予算赤字も大幅に縮小している(なお、増収見合い支出増を除くと、来年度財政支出は年間3%の増加にとどまっている)。

今回発表された予算規模は概要次のとおり。

1965年オランダ予算案

	1965年(予算)	1964年(実績)
	百万ギルダー	百万ギルダー
A. 一般会計		
支出	11,844	11,479
収入	13,588	12,691
収支尻	+ 1,744	+ 1,212
B. 特別会計		
支出	2,901	2,587
収入	438	352
収支尻	- 2,463	- 2,235
A + B		
支出	14,745	14,066
収入	14,026	13,043
収支尻	- 719	- 1,023

◇オランダ、耐久消費財価格協定の禁止

オランダ政府は、さる9月下旬、耐久消費財に関する個別的価格協定(個々の製造業者ないし輸入業者が小売業者に対し小売販売価格を指定する協定)を原則として禁止することとした(政令により12月1日以降施行)。今回の措置の対象品目は、主として、①ラジオ、テレビ、テープ・レコーダー、②家庭用電気機器部品、③乗用車、④写真機、⑤蓄音機の5種類である。

なお、今回の政令に先立ち、すでにさる4月1日以降集团的価格協定(製造業者ないし輸入業者に特定集団が流通価格を指示する協定)は禁止されている。

◇スイス、長期金利の上昇

本年初来スイスでは、景気の過熱化を映じて、短期金利および中期金利が相次いで上昇し、この傾向は早晚事業債利回りなど長期金利にも波及しかねないとみられていたが(5、6月号「要録」参照)、はたして最近(10月)起債金利は高騰を示しはじめ、一部には30年来の伝統的低金利水準はもはや過去のものとなったとみる向きさえある。

すなわち、10月上旬の Verzasca 社(電力会社)債は、電力債としては20年ぶりに表面金利5%で発行され(従来は4½~4¾%、スイスでは電力債が事業債の大宗を占め、その金利は他の一般債券金利に対して指導的役割を果たしている)、今後発行を予定される電力債の表面金利も、大型債4¾%、中・小型債5%となることは不可避とみられている。

さらに、従来から上記電力債と金融債および地方債との間の金利差は通常¼%に維持されているので、今後後

者の標準的の表面金利も4¾%程度に上昇することが予想される。現に、10月中旬発行の金融債(Die Pfandbriefzentrale der Schweizerischen Kantonalbanken 発行、50百万フラン、期間15年、価格100)はすでに表面金利4½%をつけるに至っている(従来金融債金利は4¾%)。

こうした長期金利の上昇に対し、国民銀行は、これが現在の経済情勢のいわば当然の反映であるとの見地から、むしろその景気冷却効果に期待をかけ、事態を静観している模様である。しかし、一部ではこのような状態が長期間続けば、国際的起債市場としてのスイスの地位が弱まることを懸念する向きもある。

◇オーストリア、金融引締め措置を発表

オーストリア経済は、1961年以降外資の大量流入を主因とする対外準備の著増(1961年1.3億ドル、62年2.3億ドル、63年1.6億ドル、本年9月15日現在残高11.8億ドル)から国内流動性が過剰化傾向にあり、1962年後半来落着きぎみに推移していた国内物価は昨春以降再びかなり上昇している(本年1~6月卸売物価は前年同期比3.8%、生計費同3.2%のそれぞれ上昇)。

かかる情勢下、オーストリア国民銀行は国内信用膨脹抑制と外資流入防止とを目的として、骨子下記のとりの措置を実施する旨発表した(10月1日)。

- (1) 預金準備率を10月31日以降1.5%引き上げる。これによる所要準備増額は約12億シリングと推定される。新準備率は次のとおり。

要求払・定期預金 貯蓄預金

預金100万シリング* をこえる金融機関	11.5(10.0)%	9.5(8.0)%
その他金融機関	7.5(6.0)%	7.5(6.0)%

カッコ内は旧準備率(1962年8月1日以降適用)

* 1959年12月31日現在の残高

- (2) 市中金融機関に対し、少なくとも6ヵ月間最低17億シリング(市中総計)の対外資産保有を義務づける(9月1日以降実施)。

- (3) 政府・国民銀行は今後当分の間民間企業、公共企業の外国起債を認めない。

◇オーストリア、関税引下げなどの物価安定策を決定

オーストリア政府は、物価上昇など国内景気の過熱化に対処するため、さる3月に賃金物価委員会が勧告した線(4月号「要録」参照)に沿い、このほど輸入関税の引下げを中心とする一連の物価安定策を決定した。その内容は大要下記のとおり。

- (1) 10月1日以降輸入関税を大幅に引き下げる(対象

品目は、冷凍野菜、果実、茶、ココア、チョコレート、マーガリンなど食料品および既製服、皮革製品、冷蔵庫、洗濯機、ミシンなど工業製品とし、総計約90品目、引下げ率は平均20%)。これによる税収減は約130百万シリングと見込まれる。

(2) 本年10月1日以降、残存輸入割当制度をほぼ全面的に撤廃する(当初1965年1月1日からと予定されていたものを繰上げ実施)。

(3) 輸入品売上高税(Import-Ausgleichsteuer)を原則として撤廃する(10月1日以降実施)。

(4) 企業の外国人雇用限度枠を明年2月以降拡大する。

◇オーストリア、輸出振興措置を決定

最近オーストリアでは、輸出振興基金の設立(9月号「要録」参照)、輸出金融債の発行認可(4月号「要録」参照)など、輸出促進のための諸施策が相次いで講ぜられているが、このほど大蔵省はさらに骨子次のとおりの輸出振興措置を決定した。

(1) 輸出信用保証料を従来の2.1%から0.5%(輸出信用供与手数料と同一)に引き下げる。

(2) これまで、政府は、オーストリアの輸出品の購入資金を内外金融機関が国外最終輸入業者に供与する場合にのみ、信用保証をしていたが、今後はこれに加え、国外中間輸入業者への信用についても保証することとする。

(3) 上記貿易信用保証のほか、将来政府は国内企業の外国進出(たとえば外国企業の株式取得など)についても保証を行なえるように検討を進める。

◇ギリシア、金融引締め措置を決定

ギリシア政府は、最近における通貨供給量の大幅増大(6月の昨年同月増加率20.7%)など、国内経済にインフレ進展の傾向がみられるところから、9月中旬、割賦信用規制措置として頭金率の引上げを決定した(20%→25%、ただし自動車販売に関する割賦信用の場合は現行どおり40%に据え置く)。

上記措置は近く政令により施行されることとなっているが、同時に市中金融機関の手形割引期間を短縮する措置がとられるものと伝えられる。

◇チュニジア、平価切下げなど一連の経済安定政策を実施

チュニジア政府は9月28日、平価切下げをはじめとする下記一連の経済安定政策を発表し直ちに実施に移し

た。

(1) 平価を25%切り下げる(新平価、0.525 ディナール = 1ドル)。

(2) IMFとの間に総額14.25百万ドルのスタンバイ取決めを締結する。

(3) 公務員の俸給を明1965年末まで現行水準に凍結する。

今回の措置は、貿易の悪化(毎年約1億ドルの慢性的赤字)に加え、不動産国有化措置を実施して以来フランスが報復手段として経済援助を停止したため、外貨準備が枯渇(本年5月末53百万ドル、前年同期比増減少)したことに対処してとられたものである。

アジアおよび大洋州諸国

◇インド準備銀行の公定歩合引上げと高率適用制度の改正

インド準備銀行は、9月25日、次の措置を決定、即日実施した。

(1) 公定歩合を4.5%から5%に引き上げる。

(2) 高率適用制度を全面的に改正し、

イ. 借入金を考慮した純流動比率(注)が、基準比率(28%)以上の銀行に対しては最低歩合を適用する。

(注)
$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{準備銀行および} \\ \text{手携現金+} \\ \text{への預け金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保有政府} \\ \text{有価証券} \\ \text{の借入金} \end{array} \right)}{\text{要求払および定期払債務}}$$

ロ. その他の銀行に対しては、各行の純流動比率に応じて高率を適用する。適用金利は、基準比率と当該銀行の純流動比率との差(切上げ計算)1%につき年利0.5%を最低歩合に加えたものとする(したがって純流動比率が27%の銀行に対する適用金利は5.5%、26%の場合には6%となる)。

改正前の制度……法定準備預金(要求払および定期払債務の3%)相当額を貸出限度額とし、最低歩合(4.5%)および第1次高率(6%)適用限度額をそれぞれその50%とする。貸出限度超過分に対する適用金利は6.5%。

インドでは最近、農業生産の不振、物価の上昇を背景に穀物など供給不足物資の買占めが盛行し、つれて市中銀行の貸出増加、資金ポジションの悪化が目立っている。準備銀行は公定歩合引上げによりこうした事態に対処するとともに、高率適用の基準として純流動比率を導入することにより、銀行経営の健全化をはかったものとみられる。

◇セイロンの1964/65年度予算案

セイロン政府は、7月30日、1964/65年度(1964年10月～1965年9月)予算案を議会に提出、同時に税制改正案

を発表した。

同予算案は、同国の物価がこのところ上昇傾向を続けている現状を背景に、従来からの大幅な赤字財政を多少とも是正しようとする方針の下に編成されている。すなわち、①歳出面では、経済開発推進のため資本支出を大幅に増額(前年度比32%増)した反面、経常支出を極力削減し(同7%減)、歳出規模をほぼ前年度並みに抑えていること、②歳入面では、後記の税制改正に伴う増税を織り込んで前年度比6%の増収を見込んでいること、③この結果、歳出超過額を568百万ルピー(前年度664百万ルピー)に圧縮していること、などがそれぞれである。

本予算案と同時に提出された税制改正案は次のとおりで、低額所得者の税負担軽減をはかる反面、高額所得者に対する課税を強化するという社会主義的方针が看取される。

- (1) 低額所得者の所得税を軽減する一方、高額所得者に対する所得税および富裕税の累進課税を強化する。
- (2) 通貨、金、宝石類の保有額を本年末までに申告させ、一定額以上のものについて33⅓%の課税を行なう。
- (3) 紅茶輸出税を廃止し、新たに100エーカー以上の茶園所有者に対し直接課税を行なう。
- (4) 宝石について5%の輸出税を新設する。

セイロンの1964/65年度予算案

(単位・百万ルピー)

	1964/65年度 予 算	1963/64年度 修 正 予 算
歳 出	2,386	2,375
経 常	1,761	1,900
資 本	625	475
歳 入	1,818(43)	1,711
赤 字	568	664
赤字補てん		
長・中期公債	250	225
政府機関借入	35	34
外国援助	225	175
大蔵省証券	58	230

カッコ内は歳入のうち新税制による税収純増分。

◇豪州、商業銀行の定期預金に関する新措置発表

豪州準備銀行は、9月29日から、これまで最長15か月

に限られていた商業銀行定期預金の期限枠を撤廃し、16、17か月物については4.0%(12～15か月物と同率)、18か月以上ものについては、4.25%の金利を適用する旨発表した。

定期預金の金利体系	新	旧
30日～3か月未満(預入額5万ポンド以上に限る)	3.75%	3.75%
3か月～12か月未満	3.75%	3.75%
		(12～15か月)
12か月～17か月まで	4.0%	4.0%
18か月以上	4.25%	—

これは、国際収支の好調を主因とする景気の大規模上昇傾向に対処し、国内購買力の吸収をはかるため、さる4月の定期預金金利引上げ(引上げ幅0.5%)に続いてとられたものである。

◇豪州準備銀行の支払準備率引上げ

豪州準備銀行は、10月14日、商業銀行の支払準備率を従来の14.8%から15.8%に引き上げるとともに、商業銀行に対しいっそう貸出抑制を要請した。

同国では、本年初来の相次ぐ金融引締め措置(支払準備率引上げ、売オペレーション、国債の公募など)の実施にもかかわらず、国際収支の好調を主因に景気が大幅な上昇傾向を続け、このため最近では労働力不足の深刻化、物価の上昇が一段と目立つほか、輸入もようやく増勢を強めている。

今回の措置はこうした情勢に対処し、引締め強化をはかったものである。

なお、本年初来の同国支払準備率の推移は次のとおりである。

1964年1月8日	12.0%	1.2%引上げ
2月5日	14.0	2.0 〃
3月4日	15.5	1.5 〃
7月14日	14.8	0.7 引下げ(注)
10月14日	15.8	1.0 引上げ

(注) 準備銀行に設置されている「特別長期貸付基金」(商業銀行から資金を預入させ、これを生産、輸出のための中長期金融の回転基金とするもの。37年5月号、38年9月号要録参照)の増額に伴い引き下げられたもので、金融緩和を意図したものではない。